

## 令和6年度沿道緑化促進調査等業務委託にかかるプロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「令和6年度沿道緑化促進調査等業務委託」についての最適な事業者の選定を、プロポーザル方式（価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行う方式）で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

- (1) 件名 令和6年度沿道緑化促進調査等業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで  
※ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最長3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区役所（練馬区豊玉北6-12-1）
- (4) 業務内容 基本仕様書案による
- (5) 概算経費 9,174,000円（税込）  
概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

### 3 参加資格および欠格条項

#### 3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 官公庁等でみどり施策に関する支援業務実績があること。
- (2) 共同企業体（以下「JV」という。）として申し込む場合は、構成員のいずれかが競争入札参加資格を有していること。

#### 3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む。）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。

- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

## 4 選定方法

### 4-1 日程（予定）

|                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 募集要領等の公表              | 令和6年4月1日(月)～5月8日(水)  |
| 参加申込受付および質問受付期間       | 令和6年4月1日(月)～4月12日(金) |
| 質問回答日                 | 令和6年4月22日(月)         |
| 提案書受付期間               | 令和6年4月23日(火)～5月8日(水) |
| 一次審査結果通知              | 令和6年5月17日(金)         |
| 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） | 令和6年5月28日(火)         |
| 二次審査結果通知              | 令和6年6月5日(水)          |

### 4-2 募集要領等の公表

練馬区ウェブサイトにて、募集要領等を掲載（様式等のダウンロード可）する。

- (1) 公表期間 令和6年4月1日(月)午前9時～令和6年5月8日(水)午後5時
- (2) 掲載箇所 トップページ>事業者向け>事業者向け情報>お知らせ一覧（事業者向け）

### 4-3 応募方法

参加を希望するものは、参加申込書（様式1）を下記のとおり提出すること。

J Vとして申し込む場合は、協定書（自由書式）を合わせて提出すること。

応募した事業者には提案書作成のための参考資料を送付する。

- (1) 提出方法 電子メール
- (2) 受付期間 令和6年4月1日(月)～4月12日(金)
- (3) 提出先 練馬区環境部みどり推進課計画係  
電子メール: MIDORISUISIN02@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 提出書類 参加申込書（様式1） 1部

### 4-4 質問回答

募集に関する質問は質問票（任意様式）に内容を簡潔に記入の上、下記のとおり行うこと。

- (1) 質問方法 件名・事業者名・担当者名・電話番号を記載の上、電子メールを送付。
- (2) 質問期間 令和6年4月1日(月)～4月12日(金)  
※参加申込のない者からの質問および期間外の質問は受け付けない。
- (3) 担当部課 練馬区環境部みどり推進課計画係  
電子メール: MIDORISUISIN02@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和6年4月22日(月)に参加表明者全員に質問者の情報を伏せて電子メールで回答する。

#### 4-5 辞退

参加申込後の辞退については、辞退届（様式2）をもって令和6年5月7日（火）までに届け出る。提出先は4-3(3)のとおり。

#### 4-6 提案書の提出

参加を希望する者は、下記のとおり提案書等の提出をすること。

- (1) 受付期間 令和6年4月23日（火）～5月8日（水）の午前9時から午後5時まで  
（土・日曜を除く）
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送は不可とする。）。
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎18階 練馬区環境部みどり推進課計画係
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

| 審査           | 提出書類   | 提出部数 |    |
|--------------|--|------|----|
|              |  | 原本   | 写し |
| 一次審査<br>関係書類 | 法人税・法人事業税および消費税の納付を証明する書類（写し可・JVの場合は各社）  | 1    | —  |
|              | 直近の決算に係る財務諸表（JVの場合は各社）   | 1    | —  |
|              | 登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類<br>※該当する者のみ  | 1    | —  |
|              | 会社概要（任意様式・A4縦）<br>総資本金、売上高、従業員数、経営年数、会社組織図を含む  | 1    | 8  |
|              | 会社受託実績<br>過去10年間における、以下の受託実績<br>・緑化の義務に係る検討委託業務（緑化基準の改正等）<br>・民有地の緑化誘導策に係る検討委託業務（緑化助成、協定制度等）<br>※過去10年間に実績がない場合は、直近の実績を提出すること。   | 1    | 8  |
|              | 予定技術者の経歴等（様式3）   | 1    | 8  |
|              | 地域貢献・社会貢献・環境配慮に対する考え方や取り組み   | 1    | 8  |
|              | 見積書（練馬区長宛、内訳を含む）   | 1    | 8  |
| 書類           | 提案書<br>練馬区特性、練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）および参考資料を踏まえて、以下の5項目について検討方法を含めて記述すること。<br>(1) 民有地の沿道緑化を推進する緑化基準について<br>(2) 緑地協定制度を効果的に活用するための誘導策について<br>(3) 民有地の沿道緑化の誘導およびサポートする仕組みについて<br>(4) 本業務の人員体制<br>(5) 工程<br>※様式自由、A4（A3半折り可、両面印刷可）、10～15頁程度、項目ごとにインデックスを付けること。 | 1    | 8  |

#### (5) 注意事項

- ① 提出媒体は紙のみとする。
- ② 原本もしくは正本で構成された1セットと各資料の写しで構成された8セットを左綴じのA4判サイズとすること。また、綴じる順番は上記表の降順とする。
- ③ 受付期間後の企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

#### 4-7 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に上位3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和6年5月17日(金)までに電子メールまたは書面により通知する。

#### 4-8 二次審査

一次審査を通過した者について、令和6年5月28日(火)に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から受託候補者を選定する。

選考時間は1者あたり40分程度(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度)とする。スクリーンおよびプロジェクターの使用を希望する際は事前に申し出ること。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、本件仕様書に定める主任技術者を含めた3名以内とする。

審査結果は令和6年6月5日(水)に電子メールまたは書面により通知する。

#### 4-9 評価項目

評価項目については下表のとおり。

##### (1) 一次審査

| 評価項目             | 評価基準  |
|------------------|---|
| 事業者の安定性・継続性      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業効率の状況</li><li>・ 資金力の有無</li><li>・ 借入金の返済能力の有無</li><li>・ 経営の安全性</li></ul>   |
| 業務実績             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緑化の義務に係る検討委託業務(緑化基準の改正等)</li><li>・ 民有地の緑化誘導策に係る検討委託業務(緑化助成、協定制度等)</li></ul> |
| 実施体制             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 要員配置の妥当性</li><li>・ 業務の専任性</li><li>・ 主任技術者の業務実績</li></ul>                    |
| 見積価格             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 見積価格の妥当性</li></ul>  |
| 区民雇用の促進・区内事業者の活用 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 再委託をする場合の区内事業者の活用</li><li>・ 物品の区内事業者からの調達</li></ul>                         |

|          |                  |
|----------|------------------|
| 区内事業者である | ・ 区内に本店を有する      |
| その他      | ・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮 |

(2) 二次審査

| 評価項目             | 評価の視点   |
|------------------|---|
| 事業者の安定性・継続性      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業効率の状況</li> <li>・ 資金力の有無</li> <li>・ 借入金の返済能力の有無</li> <li>・ 経営の安全性</li> </ul>                      |
| 業務実績             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑化の義務に係る検討委託業務（緑化基準の改正等）</li> <li>・ 民有地の緑化誘導策に係る検討委託業務（緑化助成、協定制度等）</li> <li>・ 業務実績の内容</li> </ul>   |
| 実施体制             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要員配置の妥当性</li> <li>・ 業務の専任性</li> <li>・ 主任技術者の業務実績</li> <li>・ 役割分担等の体制</li> </ul>                    |
| 受託への意欲・熱意        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的で独創的な提案の有無</li> </ul>   |
| 提案内容             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託目的との整合性</li> <li>・ 業務内容の理解度</li> <li>・ 提案内容の的確性</li> <li>・ 提案内容の具体性</li> <li>・ 工程の妥当性</li> </ul> |
| 担当者評価            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件を主に担当する者の知識、経験、実績</li> </ul>   |
| プレゼンテーション・ヒアリング  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明、受け答えの的確性、説得力</li> </ul>   |
| 見積価格             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積価格の妥当性</li> </ul>  |
| 区民雇用の促進・区内事業者の活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再委託をする場合の区内事業者の活用</li> <li>・ 物品の区内事業者からの調達</li> </ul>  |
| 区内事業者である         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内に本店を有する</li> </ul>   |
| その他              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮</li> </ul>  |

※二次審査の評価項目のうち、以下の項目は一次審査の得点を持ち越すものとする。

- ・ 「事業者の安定性・継続性」、「見積価格」、「区内事業者である」

## 5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定し、正式な仕様書を作成する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができる。

J Vの場合は構成員のいずれかが上記に当てはまる場合、同様の措置をとるものとする。

## 6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取り扱うものとする。

## 7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 8 問合せ先・担当

練馬区環境部みどり推進課計画係

住所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎18階

担当 菅原

電話 03-5984-1659

電子メール MIDORISUISIN02@city.nerima.tokyo.jp